○農林水産省告示第四百三十三号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月十九日

農林水産大臣　林　芳正

「年九厘」を「年一分」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第五十一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十六年三月十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長において特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5205	株式会社白木屋グランドホテル	山口県長門市深三湯本二千二百四十五番地	平成二十六年一月三十日から平成二十七年一月二十九日まで
5206	株式会社グルメン	東京都港区東新橋二丁目十六番地一号	平成二十六年一月二十四日から平成二十七年一月二十三日まで

○国土交通省告示第三百四十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成四年九月二十八日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　千葉県四街道市大字物井、長岡、栗山及び千代田五丁目の各一部

四　土地区画整理事業の名称　四街道都市計画事業物井特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　千葉県四街道市物井六百十三番地

六　事業計画の認可の年月日　平成四年九月二十八日

七　事業施行期間の変更　平成四年九月二十八日から平成三十三年三月三十一日まで

八　事業計画の変更（第六回）の認可の年月日

平成二十六年三月十九日

○国土交通省告示第三百四十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年三月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　西日本高速道路株式会社

第2　事業の種類　高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線新設工事（高槻第二ジャンクション（仮称）から神戸ジャンクションまで）及びこれに伴う附帯工事並びに県道、市道及び普通河川付替工事並びに特別高圧送電線鉄塔移設工事

○農林水産省告示第四百三十四号

中央卸売市場の卸売業者が卸売の業務を廃止したため、当該卸売業者に係る卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十五条第一項の許可について、同法第五十三条第二項の規定に基づき告示した事項に変更があったので、同項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月十九日

農林水産大臣　林　芳正

卸売の業務を廃止した卸売業者の名称	京都青果鉾賣株式会社
卸売の業務を行っていた市場	京都市中央卸売市場第一市場
取扱品目の部類	青果部
廃止の年月日	平成二十五年十二月十日

第3　起業地

1　収用の部分　大阪府高槻市安満磐手町、大字安満、紅茸町、別所本町、宮が谷町、大字成合、日吉台一番町、日吉台六番町、成合南の町、成合東の町、成合北の町、大字川久保及び大字原地内

大阪府箕面市下止々呂美地内

兵庫県川辺郡猪名川町上野字愛宕山、広根字東山、字野尻、字神子ノ辻、字中下代、字南下代、字北下代、字南山、字下京田、字向阪、字下和田、字上京田、字ハザマ、字上和田、字向垣内、字中突田、字南突田、字井谷口、字奥ノ谷、字大上、字上突田及び字堂ノ上、つつじが丘一丁目、つつじが丘二丁目、つつじが丘五丁目並びに猪渕字上岩屋、字岩屋、字前田、字久保前、字向イ、字上高山、字高山、字上向井、字奥田道上、字上奥田、字松尾、字下鶴田、字上松尾、字大岩、字中鶴田、字上鶴田、字西ヶ平、字大畠ヶ、字上大畑ヶ、字黒竹、字神掛、字檜ヶ谷、字上神掛、字下神掛、字早ヶ谷、字水木原、字横畑、字平井、字岸金及び字焼尾地内

兵庫県神戸市北区道場町生野字ウエ山、字別当、字流尾、字水久野、字ロクゴ及び字水久野上、道場町平田字東山下、字東山中、字芝ノ浦、字片山新田、字木戸口、字馬場ノ下、字八反田、字中ノ垣内、字馬場垣内、字北川原、字茶屋ノ前、字菅岡下及び字西山下、有野町二郎字東山、字岩ノ本、字笠、字越前、字崎、字澤、字苗代、字宮ノ前及び字堂垣内、字幡鉾、字西山、字篭谷、字丸西及び字中、鹿の子台南町一丁目並びに八多町中字坂本山、字坂本垣内、字北垣内、字ふけ、字本岡山、字不老元、字向イノ下、字戸崎、字下ヨサ田及び字オノ元地内

2　使用の部分　大阪府高槻市安満磐手町、大字安満、紅茸町、別所本町、宮が谷町、大字成合、日吉台六番町、成合南の町、成合北の町及び大字原地内

大阪府箕面市下止々呂美地内

兵庫県川辺郡猪名川町上野字牛丸山及び字愛宕山、広根字野尻、字中下代、字北下代、字南突田、字井谷口及び字上突田、つつじが丘五丁目並びに猪渕字上向井、字松尾、字下鶴田、字上松尾、字中鶴田、字上鶴田、字西ヶ平、字大畠ヶ、字上大畑ヶ、字黒竹、字神掛、字檜ヶ谷、字上神掛、字下神掛、字早ヶ谷、字水木原、字横畑、字平井、字岸金、字焼尾、字間歩ヶ谷、字崩シ及び字ナメラ谷地内

兵庫県神戸市北区道場町生野字ウエ山、字水久野及び字ロクゴ、道場町塩田字東山上、字池ノ上、道場町平田字東山中、字木戸口、字八反田、字中ノ垣内、字馬場垣内、字北川原、字茶屋ノ前、字菅岡下及び字西山下、有野町二郎字岩ノ本、字笠、字越前、字崎、字澤、字苗代、字宮ノ前及び字堂垣内並びに八多町中字坂本山、字坂本垣内、字北垣内、字本岡山、字戸崎、字下ヨサ田及び字オノ元地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、大阪府高槻市安満磐手町地内の高槻第二ジャンクション（仮称）から兵庫県神戸市北区八多町中字オノ元地内の神戸ジャンクションまでの延長43.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線新設工事及びこれに伴う附帯工事並びに県道、市道及び普通河川付替工事並びに特別高圧送電線鉄塔移設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第2号に掲げる公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行により支障となる特別高圧送電線鉄塔の従来の機能を維持するための移設工事は、法第3条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。